

# 南信高等学校体育連盟傷病等見舞金規定

## (目的)

第1条 この規定は南信高等学校体育連盟(以下南信高体連という)に係わる運動競技中の生徒及び役員  
の負傷、廃疾又は死亡に対して給付する見舞金に関することを定める。

## (定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1)運動競技大会等次に掲げる大会又は行事をいう。

ア.南信高等学校総合体育大会(定通大会を含む)

イ.南信高等学校新人体育大会

ウ.本連盟行事予定に組まれた講習会

エ.部活動外生徒参加のブロック大会

(2)運動競技中

運動競技大会等の期間中、競技会場及び指定された練習会場における競技及び練習中をいう。

(3)生徒・役員等

ア.連盟の加盟の生徒で、学校長が第一項に規定する運動競技会に参加を認めたものをいう。補助員もこれに準ずる。

イ.連盟の会長が当該運動競技会等の役員等として委嘱した者をいう。

## (見舞金の給付)

第3条 連盟は生徒及び役員が運動競技大会等の運動競技中に負傷し、又は傷害となり、もしくは死亡した場合には、当該生徒及び役員等、又は保護者に対して見舞金を給付する。

## (見舞金の種別等)

第4条 見舞金の種別要件及び額は次の通りとする。

種別	要件	金額
傷病見舞金	1週間以上の入院を必要とする傷病	5千円以内
	1ヶ月以上の入院を必要とする傷病	1万円以内
	3ヶ月以上の入院を必要とする傷病	3万円以内
障害見舞金	日本体育・学校健康センター施行規則別表に規定する障害	10万円以内
死亡見舞金		10万円以内

前項の規定にかかわらず、前項の傷病見舞金の給付について急施を要すると連盟の会長が認める時は、審査会の決定をまたずに最低額の給付を行うことができる。

但し、この場合、会長は事後審査会に報告しなければならない。

## (請求の手続き)

第5条 見舞金を請求する時は、見舞金請求書(別紙1号様式)に運動競技大会の責任者の交付する障害等証明書(別記第2様式)を添えて連盟の会長に提出しなければならない。

(審査会)

- 第 6 条 1.見舞金の給付の可否及び額を審査するため連盟に審査会をおく。  
2.審査会は委員若干名で組織する。  
3.委員は、連盟の会長が委嘱し、任期は 3 年とする。但し補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。  
4.委員は再任を妨げない。  
5.委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。  
6.委員長は委員会の会務を総括する。  
7.審査会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

- 第 7 条 見舞金に要する経費は次に掲げるものをもって充てる。  
イ.積立金 毎年 50,000 円  
ロ.その他の収入

(会計)

- 第 8 条 この見舞金の会計は特別会計とする。  
第 9 条 この見舞金の会計は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。  
第 10 条 この見舞金の会計は、本連盟の監査を受けなければならない。

(規定の改定)

- 第 11 条 この規定を改正しようとするときは、代議員会の承認を必要とする。  
第 12 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1.本連盟規定は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2.平成 4 年 11 月 26 日 一部改訂

審査会運営規定

- 第 1 条 1.この審査会は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。  
2.委員長に事故があった時は、委員長の指名する委員がその職務を行う。
- 第 2 条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、審査及び見舞金の決定をすることができない。
- 第 3 条 1.審査会の議事については、会議録を作成しなければならない。  
2.前項の会議録には、その都度議長及び委員 1 名が署名しなければならない。
- 第 4 条 審査会の決定事項については、南信高等学校体育連盟理事会に報告しなければならない。
- 第 5 条 審査会の費用等は南信高等学校体育連盟の一般会計より支出する。
- 第 6 条 この規定の定めるもののほか、審査会に必要な事項は、委員長が南信高等学校体育連盟の会長と協議して定めることができる。

審査会の選出(構成)について

- ・各地区より 1 名を選出し、理事長・事務局 1 名の 5 名で委員会を編成する。
- ・任期は 3 年とし、4 月の代議員会の折りに選出する。

附則

- 1.この規定は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。